

議案第47号

食缶洗浄機の取得について

下記のとおり食缶洗浄機を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三田市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月2日提出

三田市長 竹内英昭

記

1 取得数量

1台

2 取得の目的

清水山給食センターで使用する食缶洗浄機について、既存機器の老朽化に伴い、新たに食缶洗浄機を取得し、食缶の洗浄能力を高めるとともに、安心して安定した学校給食業務の運営を図る。

3 取得金額

22,680,000円

4 取得の相手方

神戸市東灘区住吉宮町1丁目21番16号

株式会社アイホー 神戸営業所

所長 三輪 浩 平

食缶洗浄機の概要

1 設置場所

三田市立清水山給食センター

2 形状、構造機能等

- (1) 外形寸法は、間口9,150mm×奥行1,200mm×高さ2,245mm以内とする。
- (2) 洗浄前処理槽（2槽）、洗浄槽（3槽）の合計5槽方式とする。
- (3) 洗浄槽内は、上下噴射ノズル及び左右サイドノズル方式とする。
- (4) コンベヤー幅の有効寸法は700mm、投入口の有効寸法は高さ400mm以上とする。
- (5) 食缶洗浄機装備の粉砕機（ディスポージャー）と連動運転させる。

3 洗浄能力

洗 浄 品	規 格	処 理 量
二重保温食缶 本体	φ 3 1 8 m m × 3 0 4 m m	1 5 0 缶
〃 外フタ	φ 3 3 8 m m × 4 0 m m	1 5 0 枚
〃 中フタ	φ 3 0 1 m m × 1 5 m m	1 5 0 枚
フ ラ イ 缶 本 体	3 2 0 m m × 2 7 0 m m	3 0 0 缶
〃 外フタ	3 4 7 m m × 2 9 7 m m	3 0 0 枚

※処理量の洗浄所要時間は、120分以内とする。